

ハッピーママライフ 規約

(名 称)

第 1 条 名称は、ハッピーママライフと称します。

(事務局)

第 2 条 事務局は、御坊市湯川町小松原 210-4 に置きます。

(目 的)

第 3 条 このハッピーママライフは地域の子育て中の家族とそれを支援する地域住民や関係機関そして社会に対し、子育て・子育て環境の向上に資する活動を広く行い、社会全体の子育て・家庭教育支援の充実及び児童虐待の防止などの次世代育成に寄与することを目的とします。

(活 動)

第 4 条 このハッピーママライフは、目的を達成するため次の各号に掲げる活動を行います。

- (1) 保健, 医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(会 員)

第 5 条 会員は、第 3 条の目的に賛同する個人により構成します。

(会 費)

第 6 条 ハッピーママライフの会費は、年額 1,000 円とします。

(運営委員会)

第 7 条 ハッピーママライフの運営を図るとともに、主体的に参加し運営にあたるため、運営委員会を置きます。

(役員)

第8条 ハッピーママライフに次の役員を置きます。

- (1)代表1名、事務局1名、会計1名、監事1名。
- (2)役員を選出は総会の議決によります。
- (3)役員任期は2年とし、再任は妨げません。
- (4)任期中の役員交代に限り運営委員会で決定し、その任期は次回総会までとします。

(総会)

第9条 最高議決機関として年1回以上総会を開催します。総会は会員をもって構成し、代表が招集し議長となり、代表に事故あるときは事務局が代行します。

2 委任状を含め全会員の過半数の参加により成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決します。

(経費)

第10条 ハッピーママライフの経費は、会費及び補助金、寄付金、助成金、その他の収入を以って充てます。

(規約の改正)

第11条 このハッピーママライフの会則を改正しようとするときは総会に図り、決定します。

(事業年度)

第12条 事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

附則 この会則は、平成24年4月1日から施行します。